

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部改正
基準看護、基準給食施設の承認
- ◇告示 昭和三十五年産の政府に売り渡すべき米穀の
売り渡し時期
ひな白痢検査の実施
療養取扱機関となる申立の受理
基本測量の実施
- ◇教委規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部
改正
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十五号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を

改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月
鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 技能労務職給料表を次のように改める。

別表第一 技能労務職給料表

| 職務の等級 号給 | 1 等 級 | | 2 等 級 | |
|-------------|--------|------|--------|------|
| | 給料月額 | 昇給期間 | 給料月額 | 昇給期間 |
| 1 | 8,400 | 12 | 5,700 | 12 |
| 2 | 9,200 | 12 | 6,100 | 12 |
| 3 | 10,000 | 12 | 6,500 | 12 |
| 4 | 10,800 | 12 | 6,900 | 12 |
| 5 | 11,600 | 12 | 7,200 | 12 |
| 6 | 12,400 | 12 | 7,400 | 12 |
| 7 | 13,300 | 12 | 7,700 | 12 |
| 8 | 14,300 | 12 | 8,000 | 12 |
| 9 | 15,300 | 12 | 8,400 | 12 |
| 10 | 16,300 | 12 | 9,200 | 12 |
| 11 | 17,300 | 12 | 10,000 | 12 |
| 12 | 18,300 | 12 | 10,800 | 12 |
| 13 | 19,300 | 12 | 11,600 | 12 |
| 14 | 20,300 | 12 | 12,400 | 12 |
| 15 | 21,300 | 12 | 13,300 | 12 |
| 16 | 22,400 | 12 | 14,300 | 12 |
| 17 | 23,500 | 12 | 15,300 | 12 |
| 18 | 24,600 | 12 | 16,300 | 12 |
| 19 | 25,800 | 12 | 17,300 | 12 |
| 20 | 27,000 | 15 | 18,300 | 15 |
| 21 | 28,200 | 18 | 19,300 | 18 |
| 22 | 29,400 | 24 | 20,300 | 24 |
| 23 | 30,600 | | 21,300 | |

附 則

1 この規則は、昭和三十五年十一月一日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

2 この規則の施行前に改正前の技能労務職員の給与に關する規則の規定に基づいてすでに支払われた昭和三十三年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の技能労務職員の給与に關する規則の規定による給与の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第五百八号
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準看護、基準給食施設として次のとおり承認した。

昭和三十五年十月二十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

| 施設名称 | 所在地 | 基準看護 承認番号 対象 | 基準給食 承認番号 対象 | 承認年月日 | 採用点数表 |
|---------|-----------|-------------------------|-------------------------|-----------|-------|
| 北垣胃腸科病院 | 鳥取市庖丁人町 | (看) 第一〇号 全病棟 一〇五床 | (食) 第八号 全病棟 三三床 | 昭和三五、一〇、一 | 乙ノ二 |
| 渡辺病院 | 東町 | (看) 第一〇号 全病棟 一〇五床 | (食) 第一〇号 全病棟 一〇五床 | " | 甲 |
| 博愛病院 | 米子市加茂町一丁目 | (看) 第二号 二二九床 | (食) 第五号 二二九床 | " | 乙ノ二 |
| 森脇 | 一ノ六 | 第五号 六六床 | 第七号 六六床 | " | " |

医療法人厚生会 " 西町
 高島病院 " "
 北岡病院 倉吉市明治町
 脇田医院 米子市中町
 錦織眼科 " 東町

鳥取県告示第五百九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三三号）
 第三条第一項の規定に基づき、昭和三十五年産の政府に
 売り渡すべき米穀の売り渡し時期を次のように定めたの
 で、同条第三項の規定に基づき告示する。

昭和三十五年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年二月二十八日

" 第一九号 " 六八床 "
 " 第二八号 " 六六床 "
 " 第一六号 " 一九床 "
 " 第一七号 " 一八床 "

鳥取県告示第五百十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ
 てひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（
 昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、
 鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十五年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 種鶏及び同一構内で飼育する鶏

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法
 ひな白痢急速診断法

ひな白痢検査

| 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
|--------|----------------------|------------------|
| 十月二十八日 | 米子市上福原 | 福景種鶏場 |
| " | 境港市上道、森岡 | 山根、木下 |
| 二十九日 | " 上道 | 門永、佐々木 |
| " | 米子市上福原、車尾、博 勞町 | 松田、浦木、中 島 |
| 三十一日 | 境港市上道 | 佐賀、池淵 |
| 十一月七日 | " 佐斐神、高松、中野 | 佐々木、景山、 武良、永沢 |
| " | 米子市大篠津、彦名 | 本池、未霞、木 村 |
| " | 八日 境港市外江、渡 | 南家、木村、渡 部 |
| " | 米子市彦名、大崎、道笑 町、古豊干 | 畑中、松本、福 本、田後 |

| | | |
|-----|----------------------|---------------------------|
| " | 西伯郡大山町富岡 | 入江実、入江治 |
| 九日 | 淀江町淀江、福岡 | 吹野、松原 |
| " | 米子市富益 | 遠藤、井田、松 本 |
| " | 境港市渡 | 松本 |
| 十日 | 米子市大崎、彦名 | 木村、和田、此 下 |
| " | 西伯郡大山町中高、清 原、所子 | 梅実、片山、高 虫、門脇 |
| 十一日 | 米子市和田、富益 | 先灘、佐々木 |
| " | 西伯郡岸本町遠藤、大原 | 勝部、野口 |
| " | 大山町福尾、国信 | 金田義、金田貞、 青木、若木 |
| 十二日 | 米子市上福原、皆生、新 田、赤井手 | 安田、野口、勝 部、長門 |
| 十四日 | " 上新印 | 奥田、田中 |
| " | 西伯郡岸本町岸本、番 原、細見 | 田中、吉岡、岡 田、上田、影山、 野坂 |
| 十六日 | 伯仙町河岡 | 米村、船場 |
| " | 米子市 | 小森、高田 |

| | | | | |
|-------------|--------------------|--|--|------|
| 松野医院 | 境港市京町三四の一 | | | 六、一二 |
| 鳥取赤十字病院 | 鳥取市尙徳町一一七 | | | 七、一一 |
| 小田耳鼻咽喉科医院分院 | 葦片原町一九の七 | | | 七、一二 |
| 米子薬局 | 米子市茶町六五 | | | 七、二五 |
| 隠仁堂医院 | 灘町三丁目七二の四 | | | 九、一六 |
| 田村歯科医院 | 鳥取市東品治町二一一 | | | 六、一一 |
| 木村 | 米子市西町二 | | | 七、一一 |
| 阿部 | 朝日町二八 | | | 七、一一 |
| 都橋 | 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭一、六五六 | | | 八、二三 |
| 中村 | 鳥取市東品治町一七の一一 | | | 九、一一 |
| 地原 | 瓦町二四の二〇 | | | 九、一五 |
| 清水 | 今町一丁目一三〇 | | | |
| 秋葉 | 今町一丁目五〇 | | | |
| 松本 | 鍛冶町三一 | | | |
| 河瀬 | 東町一四四の一 | | | |
| 熊谷 | 二階町二丁目二四 | | | |
| 岸 | 東品治町一一八 | | | |
| 坂口 | 二階町三丁目 | | | 九、一〇 |

| | | | |
|---------------|-------------------|--------------------------------|----------|
| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 法第三十七条第五 項の規定によるそ 他の都道府県 | 同上受理年月日 |
| 十七日 | 米原、塚田 | | |
| 十八日 | 古門 | | |
| 二十一日 | 高田、佐々木、 芝田、梅田 | | |
| 二十二日 | 二本木、蚊屋 松井、横山、松 | | |
| 幡 病院 | 鳥取市吉方二五一の一 | 全 国 | 昭和三五、三、一 |
| 松岡 | 行徳丸 | | 五、一 |
| 合資会社北岡 | 倉吉市明治町一、〇三一の五 | | |
| 谷口皮膚泌尿器科医院 | 上井町一丁目一三 | | |
| 清水整形外科病院 | 宮川町一二九 | | |
| 岩美町国民健康保険浦富病院 | 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富六四五 | | 六、一六 |

鳥取県告示第五百十一号
 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。
 昭和三十五年十月二十五日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十月二十五日
鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦
鳥取県教育委員会規則第八号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表 技能労務職給料表を次のように改める。

教育委員会規則

作業期間 昭和三十五年十月二十日から同年十二月十日まで

作業地域 倉吉市
東伯郡三朝町

| 号給 | 給料月額 円 | 昇給期間 月 |
|----|-----------|-----------|
| 1 | 5,700 | 12 |
| 2 | 6,100 | 12 |
| 3 | 6,500 | 12 |
| 4 | 6,900 | 12 |
| 5 | 7,200 | 12 |
| 6 | 7,400 | 12 |
| 7 | 7,700 | 12 |
| 8 | 8,000 | 12 |
| 9 | 8,400 | 12 |
| 10 | 9,200 | 12 |
| 11 | 10,000 | 12 |
| 12 | 10,800 | 12 |
| 13 | 11,600 | 12 |
| 14 | 12,400 | 12 |
| 15 | 13,300 | 12 |
| 16 | 14,300 | 12 |
| 17 | 15,300 | 12 |
| 18 | 16,300 | 12 |
| 19 | 17,300 | 12 |
| 20 | 18,300 | 15 |
| 21 | 19,300 | 18 |
| 22 | 20,300 | 24 |
| 23 | 21,300 | |

技能労務職給料表

附 則

(施行期日)
1 この規則は、昭和三十五年十一月一日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

(給与の内払)
2 この規則の施行前に改正前の技能労務職員の給与に関する規則に基づいてすでに支払われた昭和三十五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

伊藤 “ 吉方三区二七〇 ”
清水 “ 立川町一〇〇の一 ”
田中 “ 川外大工町一五の二 ”
涌島 “ 二階町二丁目二八 ”
中本 “ 茶町二四 ”
馬淵 “ 西町三八の一 ”
村田 “ 江崎町 ”
林 “ 湯所一七四の二 ”
河瀬 “ 今町 ”
林 “ 立川町二丁目一〇九 ”
安田 “ 米子市朝日町五 ”
林 “ 鳥取市片原町二丁目三四 ”
日吉津村国民健康保険日吉津診療所 “ 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津八八八の一 ”

鳥取県告示第五百十三号

次のとおり基本測量を実施する旨、建設省国土地理院長から通知を受けた。

昭和三十五年十月二十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗
作業種類 基本測量(二等水準測量)

六、一

九、二六

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年十月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一 日時 昭和三十五年十月三十一日 午前十一時

二 場所 鳥取県教育委員会 会議室

三 議題 1 市町村教育長の承認について

2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者

鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所

鳥取県鳥取市栗谷町

〔定価〕

一部 鳥取 一月 極 一〇円（送料共）

鳥取県